

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-3
処分の種類	診療施設整備計画の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	獣医療法第14条第4項(平成4年5月20日 法律第46号)			
処分の概要	獣医療法第14条第1項の認定を受けた者が、認定診療施設整備計画に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】獣医療法施行令 (診療施設整備計画の変更等) 第一条 獣医療法(以下「法」という。)第十四条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 法第十四条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。 3 都道府県知事は、法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画(第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			